

一般会計等財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計名)

① 一般会計

② 学校給食費特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。(地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.7	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

特になし

(7) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

なし

(8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(9) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース

債務金額 なし

全体財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものとは原則として再調達原価としています。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

公営企業については、公営企業会計基準に従い、有形固定資産等の評価を行っています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。なお、公営企業については、それぞれの会計で適用された定額法及び定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

公営企業については、公営企業会計基準により計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。公営企業については、税抜方式により、処理しています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象団体（会計）の一覧、連結方法

① 一般会計：全部連結

② 学校給食費特別会計：全部連結

③ 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）：全部連結

④ 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）：全部連結

⑤ 介護保険事業特別会計：全部連結

⑥ 後期高齢者医療事業特別会計：全部連結

⑦ 地方卸売市場事業特別会計：全部連結

⑧ 観光施設事業特別会計：全部連結

⑨ 水道事業会計：全部連結

⑩ 下水道事業会計：全部連結

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.7	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

特になし

(7) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

なし

(8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(9) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース

債務金額 なし

連結財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものとは原則として再調達原価としています。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

公営企業については、公営企業会計基準に従い、有形固定資産等の評価を行っています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。なお、公営企業については、それぞれの会計で適用された定額法及び定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

公営企業については、公営企業会計基準により計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。公営企業については、税抜方式により、処理しています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

特になし

(2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

(3) 組織・機構の大幅な変更

連結対象団体に一般財団法人飛騨山脈ジオパーク推進協会（全部連結）を追加

(4) 重大な災害等の発生

特になし

(5) その他重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象団体（会計）の一覧、連結方法

① 一般会計：全部連結

② 学校給食費特別会計：全部連結

③ 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）：全部連結

④ 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）：全部連結

⑤ 介護保険事業特別会計：全部連結

⑥ 後期高齢者医療事業特別会計：全部連結

⑦ 地方卸売市場事業特別会計：全部連結

⑧ 観光施設事業特別会計：全部連結

⑨ 水道事業会計：全部連結

⑩ 下水道事業会計：全部連結

⑪ 古川国府給食センター利用組合：比例連結

⑫ 岐阜県市町村会館組合：比例連結

⑬ 岐阜県後期高齢者医療広域連合：比例連結

⑭ 高山市土地開発公社事業会計：全部連結

⑮ 一般財団法人高山市施設振興公社：全部連結

⑯ 一般財団法人高山市福祉サービス公社：全部連結

⑰ 一般財団法人荘川観光振興公社：全部連結

⑱ 一般財団法人位山ふれあいの里：全部連結

- ⑰ 一般財団法人高根村観光開発公社：全部連結
- ⑱ 一般財団法人高山市文化協会：全部連結
- ⑲ 一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター：全部連結
- ⑳ 飛騨高山森林組合：全部連結
- ㉑ 株式会社サンサンあさひ：全部連結
- ㉒ 有限会社ひだ桃源郷：全部連結
- ㉓ 一般財団法人高山市体育協会：全部連結
- ㉔ 一般財団法人飛騨高山大学連携センター：全部連結
- ㉕ 株式会社まちづくり飛騨高山：全部連結
- ㉖ 一般財団法人飛騨山脈ジオパーク推進協会：全部連結

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.7	—

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
特になし

(7) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
なし

(8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(9) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース
債務金額 なし